菰野町公告 第　１３０　号

下記の工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、菰野町契約規則（平成１８年規則　第７号）第３条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成２９年１０月２５日

菰野町長　　石原　正敬

１．工　　事　　名

菰野町清掃センタープラットホームシャッター改修工事

２．工　事　場　所

菰野町大字永井地内

３．工　事　概　要

重量シャッター改修　　N=2箇所

４．工　　期

契約の日から平成３０年1月３１日

５．予　定　価　格　（入札比較価格）

４,９８９,６００円（４,６２０,０００円 税抜き）

６．入札に参加できる者の資格条件

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）菰野町条件付一般競争入札による建設工事発注基準の入札参加資格要件 建築一式工事「区分 A 」の条件に該当すること。

（３）菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づき指名停止期間中でないこと。

（４）菰野町条件付一般競争入札実施要綱第４条に定める参加資格を満たす者。

（５）入札参加者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

７．設計図書の購入先及び閲覧

購 入 先　菰野町役場財務課　　ＴＥＬ　059-391-1109

菰野町大字潤田１２５０番地　　ＦＡＸ　059-394-3199

※購入する際は、予めファックスにより予約すること。

閲覧する場所及び時間　　菰野町役場　３階　財務課（閲覧できる時間は、執務時間内とする。）

８．質問の方法及び期限

平成２９年１０月３１日（火）午後５時　までに文書にて提出すること。　ＦＡＸ 059-394-3199

９．質問の回答日

平成２９年１１月１日（水）午後５時　　までに提出者宛に文書又はファックスで回答する。

10.　入札方法

（１）入札書は町指定様式とする。

（２）郵便による入札とし、郵送方法は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる。

（３）あて先　〒５１０-１２９１　菰野郵便局留　菰野町役場　財務課行

（４）郵送期間　平成２９年１１月１日（水）　～　平成２９年１１月６日（月）必着

（５）町指定の郵便入札専用封筒を必ず使用すること。専用封筒以外を使用した場合は無効とする。（専用封筒は財務課で購入可能）

（６）入札書を郵送する際、入札書を入札参加者が準備する封筒（以下「内封筒」という。）に封入すること。配置予定技術者届兼入札（開札）立会人届、経営事項審査結果通知書写し（告示日現在において、審査基準日から１年７ヶ月を経過していないこと）、社会保険等の加入状況がわかるもの（経営事項審査結果通知書でわからない場合）を内封筒と共に専用封筒に入れ郵送すること。

（７）入札金額については消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の100 に相当する金額（千円止め）を入札書に記載すること。

（８）見積内訳書を町指定様式にて提出すること。（内封筒に、入札書とともに封入すること）

11.　入札（開札）の日時及び場所

（１）入札（開札）日時　：　平成２９年１１月１０日（金）午前１１時２０分

（２）入札（開札）場所　：　菰野町役場　３階　３０３・３０４会議室

（３）入札（開札）立会人：　開札の際、別に設けた基準による入札参加者等を、入札（開札）立会人とする。

12.　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除とする。契約保証金は、菰野町契約規則に定めるところによる。

13.　支払い条件

菰野町会計規則及び契約規則による。

14.　最低制限価格

最低制限価格を次の範囲で別に定める「最低制限価格の運用について」を基準に定める。

※　予定価格の 70.00　%から 90.00　%の範囲で決定する。

15.　その他

（１）入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）入札書の金額、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたときは無効とする。

（３）落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

（４）談合情報があったときは入札談合等情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、入札を中止するか、又は、入札の直前にくじを行い入札に参加できる者の数を減ずる場合がある。

（５）前号の談合情報を調査必要と判断した場合には、辞退届は受理しない、入札書等は返却しない。

（６）契約締結後、談合等の違法行為が確認された場合は、受注業者に対し損害賠償金として請負金額の10分の２に相当する額の支払を求める。

（７）本公告の他、関係法令及び菰野町条件付一般競争入札実施要綱・一般競争入札による建設工事発注基準・菰野町郵便による一般競争入札実施要領等により行う。

設計図書等購入申込書

平成　　年　　月　　日

施行の場所	菰野町大字永井地内	公告番号	第　１３０　号
工事名	菰野町清掃センタープラットホームシャッター改修工事		
申込者 住所			
申込者 商号又は名称			
申込者 代表者名			
申込者 電話番号			
申込部数	図面　　部　　仕様書　　部　（購入媒体：ＣＤ－Ｒ・紙）		

入札公告日	平成２９年１０月２５日
設計図書販売期限	平成２９年１１月２日

※　複写申込みは、この用紙を印刷会社にファックスし行うこと。
※　設計図書の引渡しには、申込より１日（約２４時間程度）必要となるため、引渡し日時を、確認のうえ購入すること。
※　購入の際には、この申込書と引き換えになるため必ず持参すること。
※　購入先が財務課の場合は、紙媒体のみの販売とする。

【工事発注者　菰野町役場】
担当　　財務課

平成29年度	工　事　仕　様　書					
工　事　名	菰野町清掃センタープラットホームシャッター改修工事					
工 事 場 所	菰野町大字永井地内					
設 計 金 額		設計者		検 算		
工　　期	契約日～平成３０年１月３１日					

工　事　の　概　要	備　　考
重量シャッター改修　　N=2箇所	

工事種別	名称	規格	数量	単位	単価 円	金額 円	備考
	菰野町清掃センター　プラットホームシャッター改修工事						
	（直接工事費）						
Ⅰ	建築工事		1.0	式			
	直接工事費計						
	（共通費）						
Ⅱ	共通仮設費		1.0	式			
Ⅲ	現場管理費		1.0	式			
Ⅳ	一般管理費等		1.0	式			
	共通費計						
	工事価格						
	消費税相当額						
	総工事費						

工事種別 名称		規格	数量	単位	単価 円	金額 円	備考
Ⅰ	建築工事						
1	重量シャッター改修工事		1.0	式			
	Ⅰの計						

工事種別 名称		規格	数量	単位	単価 円	金額 円	備考
1	重量シャッター改修工事						
1-1	直接仮設工事		1.0	式			
1-2	建具工事		1.0	式			
	1の計						

工事種別 名称		規格	数量	単位	単価 円	金額 円	備考
1-1	直接仮設工事						
	墨出し		1.0	式			
	養生		1.0	式			
	清掃・片付け		1.0	式			
	外部足場		1.0	式			
	荷揚費		1.0	式			
	計						

工事種別 名称		規格	数量	単位	単価 円	金額 円	備考
1-2	建具工事						
	SS-1 重量シャッター	W=5,300、H=4,000 スチール製（A2形スラット） 防錆塗装	1.0	箇所			
		電動開閉装置（三相200V）、障害物検知装置 急降下停止装置、押釦ボックス					
		三方枠（取付材共）スチール製t=1.6 防錆塗装 取付、搬入費含む					
		二次側配線調整費等含む					
	SS-2 重量シャッター	W=4,700、H=4,000 スチール製（A2形スラット） 防錆塗装	1.0	箇所			
		電動開閉装置（三相200V）、障害物検知装置 急降下停止装置、押釦ボックス					
		三方枠（取付材共）スチール製t=1.6 防錆塗装 取付、搬入費含む					
		二次側配線調整費等含む					
	既設取外し撤去費	SS-1、SS-2共 運搬・処分費共	1.0	式			
	耐候性塗料塗り	スラット内外、三方枠、角ケース ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料	128.0	m2			
	シーリング	PU-2 補修塗装含む	26.0	m			
	計						

特記仕様書（施工にあたっての指示事項）

【 一般事項 】

①施工に際しては、「三重県公共工事共通仕様書（平成２８年７月制定、平成２９年７月一部改正）」及び「三重県建設工事実務必携（三重県 HP 参照）」を遵守すること。ただし、提出書類の様式は、菰野町の指定する様式を使用するものとする。

②現場、設計図書及び仕様書を十分に把握理解し、綿密な施工計画を立て、施工計画書を作成提出すること。その施工計画に従い工事をすすめること。

③現場と仕様書に相違がある場合、または施工に対して問題のある場合は、必ず事前に監督職員と工事打合簿にて協議を行うこと。

④本工事で使用する工事看板等にあっては、夜間でも確認できるものとし、看板周囲に反射テープを設置する等対策を行うこと。なお、設置看板について間伐材の使用を義務付けるものでは無い。

⑤受注者は、本工事施工上の技術経験を有する優秀な現場代理人を現場に常駐させて、現場に関する一切の責任を持たせ処理させること。また、工事現場内において、第三者が確認できるように腕章等の着用をすること。

⑥現場周辺の既設官民境界杭（ピン）は全て控えをとり復元出来るよう管理を行うこと。また、境界復元後、構造物等が境界を侵した場合には監督職員と協議を行い、必要な場合には再施工とする。なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

⑦本工事にて使用する材料は、その品質を証明する資料（使用材料検査（確認）調書）を事前に提出し、監督職員の検査（確認）を受けたのち使用すること。なお使用材料の納入伝票及び使用量を明確に整理し、監督職員から請求があった場合提出すること。

⑧各種機器・材料等で合格又は承認されたものであっても、使用時において監督職員が不適切と認めたものを使用してはならない。

⑨地元住民とのトラブルは極力避け、住民より苦情があった場合は、直ちに監督職員に報告すること。

⑩一般車輌の通行を必ず優先させること。また、通行人がいる場合は、作業機械を一時停止させるなど、事故の回避に努めること。

⑪受注者は、工事の施工により発注者または第三者に損害を与えたときは賠償の責を負うものとし、工事保険等に加入し、保険証券等の写しを提出すること。ただし、その他の不可抗力によると考えられる場合は、契約約款に基づき協議すること。

H29.7.1

⑫騒音、振動には常に細心の注意を払い、地域住民の方々の生活に極力支障を来さぬよう配慮すること。また、施工にあたり建設機械を使用する場合は、低騒音、低振動、排出ガス対策型機械を使用すること。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議を行うものとする。

⑬本工事で発生する産業廃棄物にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正なる処理の確認を行い、監督職員に提出すること。また、産業廃棄物の処理を委託した場合は委託契約書の写しを提出すること。

⑭一日の作業終了後、周辺の清掃を行うこと。また、バリケードの転倒や保安灯の電球切れなど安全対策設備に不備が生じていないかを確認し、不備があった場合は直ちに対処すること。

⑮施工箇所が通学路である場合、作業開始は生徒が登校し終えてから行うこと。また、生徒の下校に際しても細心の注意を払い、事故の抑制に努めること。

⑯本工事において、下請負契約を締結する場合には、当該契約の相手方を菰野町内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。なお、工事の施工につき著しく不適当と認める下請負者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

⑰受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

⑱暴力団等（菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第１条に規定する「暴力団等」をいう。以下同じ。）による不当介入（同要綱第２条に規定する「不当介入」をいう。以下同じ。）を受けた場合の措置は次のとおりとする。

⑴　受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに四日市西警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

⑵　⑴により四日市西警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

⑶　受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

【 特記事項 】

① 設計図書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）

・三重県公共工事共通仕様書

・三重県建設工事実務必携

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」

・その他関連法令、関連諸基準

② 工事の詳細については、設計図書による他、上記各適用基準に準拠し、監督職員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。

③設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督職員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。

④他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督職員の指示により手直し施工を行うこと。

⑤本工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担することする。

⑥仮設工事については、発注者の積算上の考え方を示したものであって、施工条件として指定したものではないので、受注者の責任のもとに十分検討の上、施工すること。

⑦現場より発生する建設副産物については、受注者において契約の範囲内で適正に処分すること。

⑧設計図書に明記なくとも、施工上当然必要と認められるものについては、本工事に含むものとする。

⑨本工事場所は、開所日については、常時、廃棄物運搬車両が出入りする為、運搬車両の出入りに支障をきたす作業については、閉所日を利用して工事を施工すること。